○北陸地方整備局告示第六十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十四年三月三十日

北陸地方整備局長　前川　秀和

一　施行者の名称　新潟県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成十七年北陸地方整備局告示第百二十六号上越都市計画道路事業三・二・十三号黒井藤野新田線

三　事業施行期間　自平成十七年十二月十四日至平成三十一年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○中部地方整備局告示第七十九号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年三月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年三月三十日

中部地方整備局長　足立　敏之

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

二十五号　亀山市関町越川字上ノ田八三番一地内　中部地方整備局及び同局北勢国道事務所

供用開始の期日　平成二十四年三月三十日

○中部地方整備局告示第八十号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年三月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年三月三十日

中部地方整備局長　足立　敏之

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　二十一号及び四十一号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
美濃加茂市古井町下古井字大脇二六一〇番一から同市古井町下古井字塚原二五九七番二まで	前	九・四〇～二二・六〇メートル	〇・三二二キロメートル
	後	九・四〇～二六・二〇メートル	〇・三二二キロメートル

(四) 図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局岐阜国道事務所

○中部地方整備局告示第八十一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年三月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年三月三十日

中部地方整備局長　足立　敏之

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　二十三号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
名古屋市緑区大高町字茶ノ木根一一番一から同市緑区大高町字本銭瓶九番一まで	前	三九・二二～九五・〇四メートル	〇・二八二キロメートル
	後	三九・二二～九八・七五メートル	〇・二八二キロメートル

(四) 図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局名古屋国道事務所

○中部地方整備局告示第八十二号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年三月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年三月三十日

中部地方整備局長　足立　敏之

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　四十二号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
尾鷲市大字南浦字矢ノ川大曾越二〇四四番一から熊野市大泊町字向芝六九七番一まで	前	BA 六・七〇～一五三・〇〇メートル	二六・〇一〇キロメートル	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	BA 六・七〇～一五三・〇〇メートル 一二・〇〇～二四三・〇〇メートル	二六・〇一〇キロメートル 一九・〇三〇キロメートル	

(四) 図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局紀勢国道事務所

○中部地方整備局告示第八十三号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年三月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年三月三十日

中部地方整備局長　足立　敏之

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　百五十五号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
豊田市浄水町下三戸口一番四から同市浄水町中三戸口八七番一まで	前	一七・七一～三〇・四七メートル	〇・〇四六キロメートル	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	一九・九三～三八・九〇メートル	〇・〇四六キロメートル	

(四) 図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局名古屋国道事務所

○中部地方整備局告示第八十四号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年三月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年三月三十日

中部地方整備局長　足立　敏之

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　百五十六号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
郡上市大和町剣字久保野一八五八番一から同市大和町剣字歩岐尻一九二一九二八番三まで	前	BA 九・〇〇～七一・〇〇メートル	一・八九七キロメートル	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	BA 一七・〇〇～八二・〇〇メートル 九・〇〇～七一・〇〇メートル	一・九二〇キロメートル 一・八九七キロメートル	
郡上市大和町剣字歩岐尻一九二一九二八番三から同市白鳥町中津屋字好田七八九番三まで	前	一二・三〇～四〇・六〇メートル	〇・三九三キロメートル	
	後	一七・二〇～四〇・六〇メートル	〇・三九三キロメートル	

(四) 図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局岐阜国道事務所